

Front Line

Front Line（フロントライン）とは「最前線」という意味です。相双地区は東日本大震災・原発事故の被災地であり、日本の雇用の最前線であることから、その状況をわかりやすく伝える情報誌として、このような名称としました。

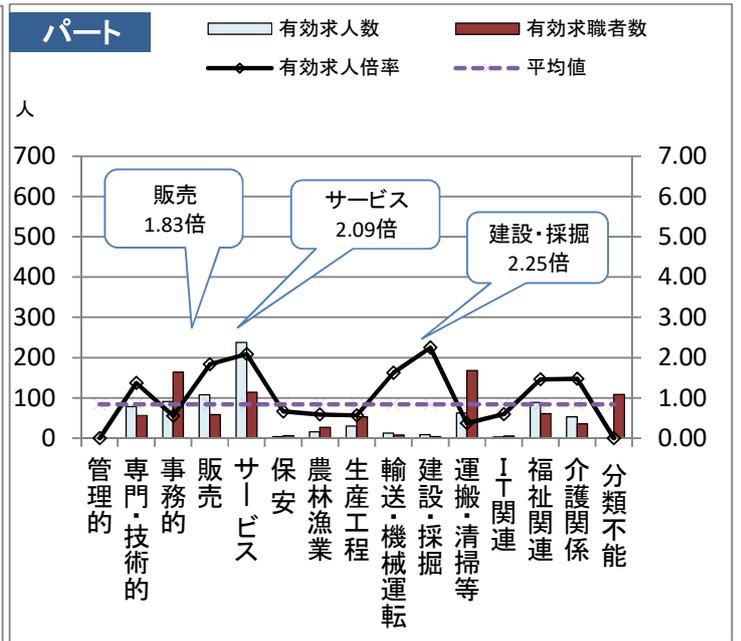
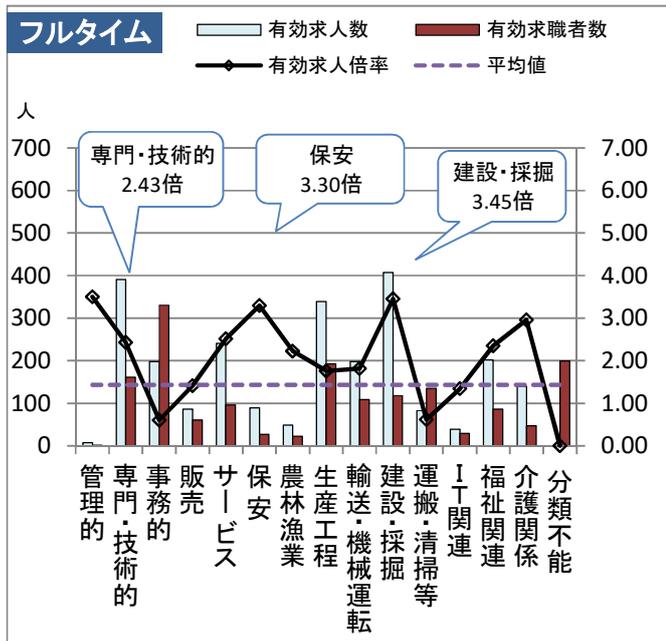
ハローワークは正社員の雇用を推進しています

正社員での雇用は、中長期的な視点での人材育成、技術の伝承が行いやすく、顧客との関係や企業イメージの向上につながるというメリットもあります。正社員雇用についてご検討ください。

<最新の雇用失業情勢データ> 令和7年5月分

有効求人倍率 相双地区 1.29 倍 (前月比 0.00 ポイント)

(新規求人倍率 相双地区 1.63 倍 (前月比 +0.11 ポイント))

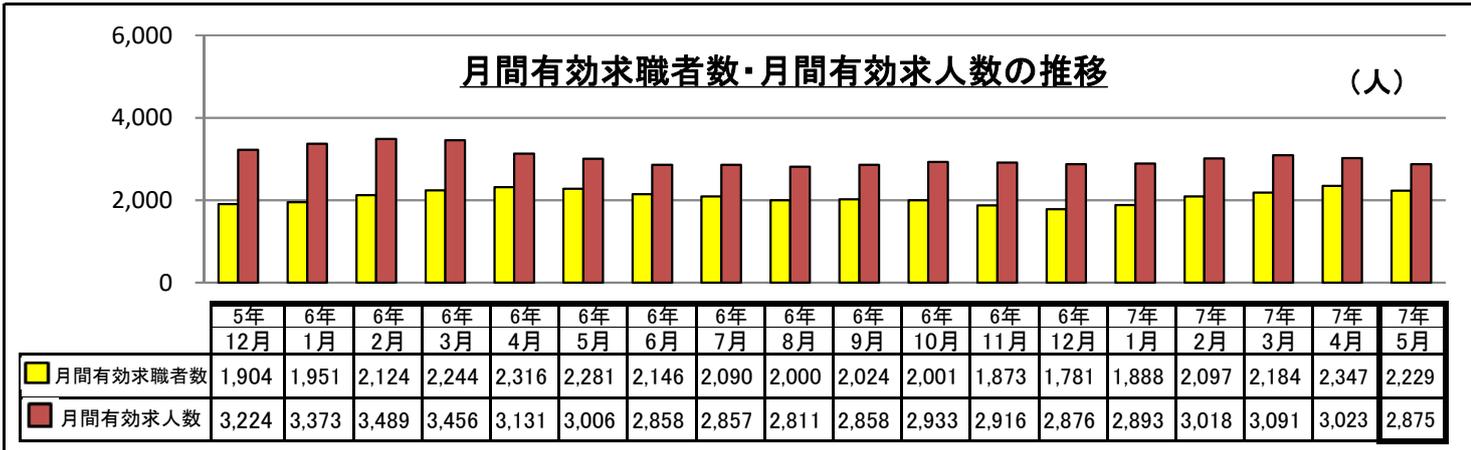
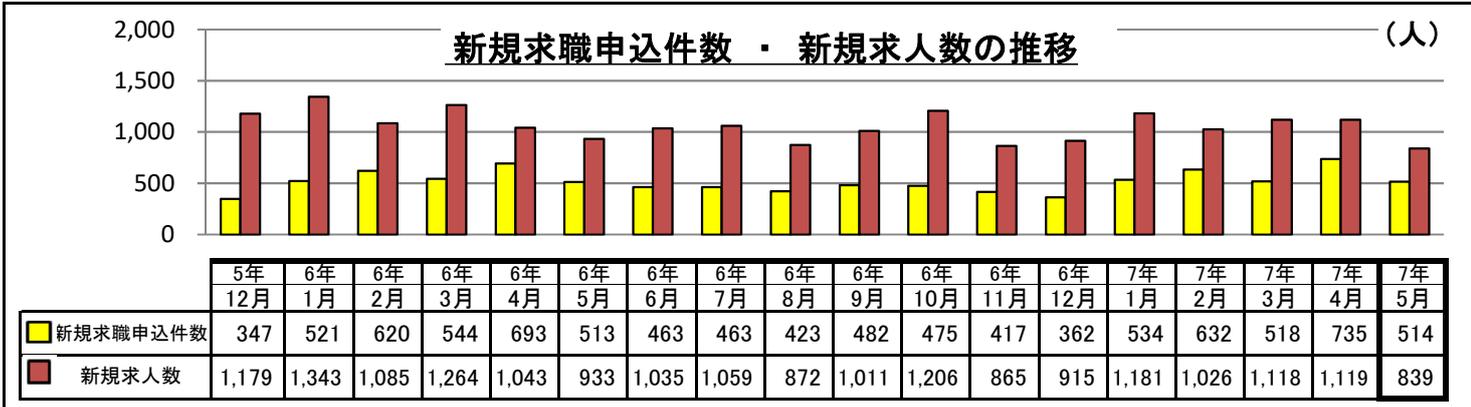


職業別賃金情報 及び 職業別バランスシート (臨時求人を除く)

職業	フルタイム		パートタイム		有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
	新規求人平均賃金【千円】	新規求職希望賃金【千円】	新規求人平均賃金【十円】	新規求職希望賃金【十円】	フルタイム【人】	パートタイム【人】	フルタイム【人】	パートタイム【人】	フルタイム	パートタイム
職業計	244	208	111	101	2,088	650	1,453	769	1.44	0.85
A 管理的	306	180	0	0	7	0	2	0	3.50	-
B 専門・技術的	272	229	127	111	391	78	161	57	2.43	1.37
建築・土木技術者	322	217	0	0	129	6	22	1	5.86	6.00
看護師等	246	216	139	120	56	34	30	25	1.87	1.36
C 事務的	211	181	111	102	198	91	330	164	0.60	0.55
D 販売	248	203	100	99	86	108	61	59	1.41	1.83
商品販売	222	193	100	99	31	96	46	59	0.67	1.63
営業	255	223	110	0	54	12	15	0	3.60	-
E サービス	220	202	114	102	241	238	96	114	2.51	2.09
飲食物調理	233	178	107	101	41	55	20	45	2.05	1.22
接客・給仕	221	208	116	105	30	83	27	22	1.11	3.77
F 保安	220	230	100	96	89	4	27	6	3.30	0.67
G 農林漁業	223	193	108	97	49	16	22	27	2.23	0.59
H 生産工程	221	204	100	99	339	30	193	53	1.76	0.57
I 輸送・機械運転	272	247	106	96	198	13	109	8	1.82	1.63
自動車運転等	278	252	106	96	100	12	64	6	1.56	2.00
建設機械運転等	265	241	0	0	93	1	38	2	2.45	0.50
J 建設・採掘	270	258	120	0	407	9	118	4	3.45	2.25
K 運搬・清掃・包装等	218	181	107	97	83	63	135	168	0.61	0.38
(IT関連)	241	228	0	0	39	3	29	5	1.34	0.60
(福祉関連)	229	221	122	109	202	89	86	61	2.35	1.46
(うち介護関係)	209	213	112	98	139	53	47	36	2.96	1.47
分類不能	0	202	0	102	0	0	199	109	0.00	0.00

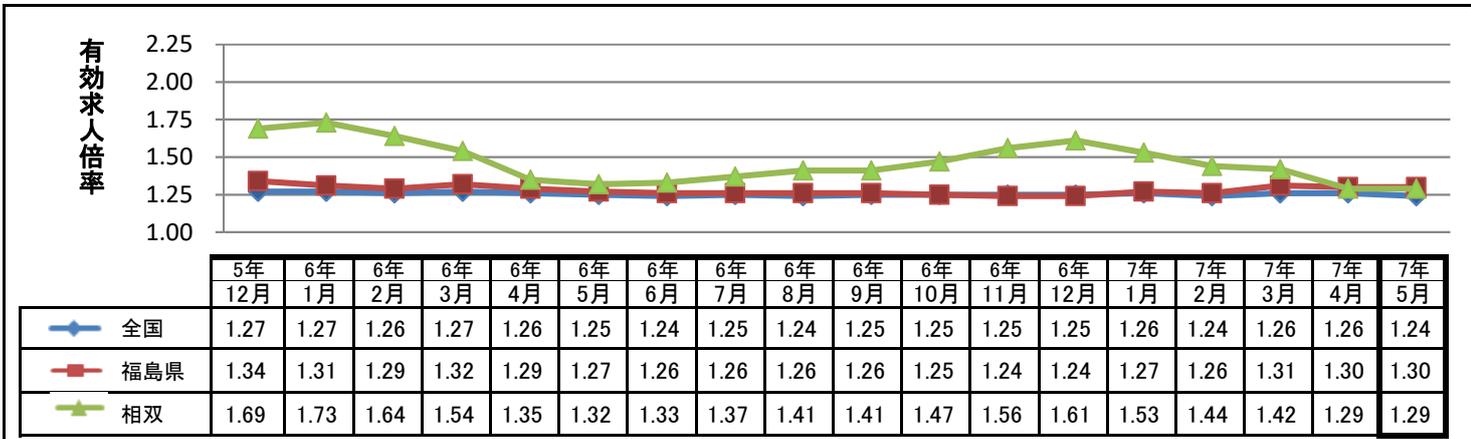
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに未所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の求人・求職者数の推移



職業紹介状況報告(様式1号)より集計

全国・福島県・相双の有効求人倍率の推移



＜最新の雇用失業情勢データ＞

令和 7 年 5 月分

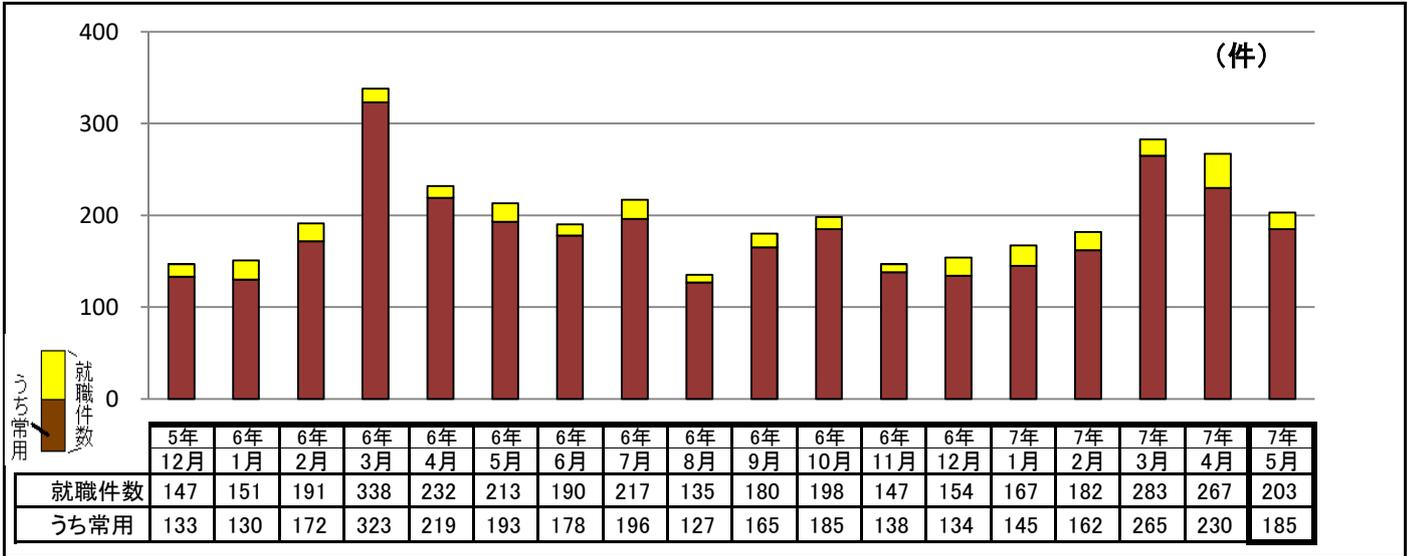
有効求人倍率	相双地区	1.29 倍	(前月比 0.00 ポイント)
	全国	1.24 倍	(前月比 -0.02 ポイント)
	福島県	1.30 倍	(前月比 0.00 ポイント)

(注) 全国及び福島県の月間有効求人倍率は季節調整値、相双は原数値となる。(福島労働局公表)
季節調整値は毎年1回(1月データ公表時)、過去にさかのぼって見直しが行われる。

完全失業率	全国	2.5 %	(前月比 0.0 ポイント)
完全失業者数	全国	172 万人	(前月比 -4 万人)

完全失業率・完全失業者数は季節調整値となる。出典は総務省統計局「労働力調査」

管内の月別就職件数の推移



年代別有効求職者分布状況

年齢	有効 常用求職者数 (パートを含む 常用のみ)						対前月比
	当月			前月			
	当月	前年同月	対前年同月 増 減	当月	前年同月	対前年同月 増 減	
	R07年5月	R06年5月		R07年4月	R06年4月		
合計	2,222人	2,273人	▲ 51人	2,339人	2,309人	30人	▲ 117人
全体に対する割合	100%	100%		100%	100%		
～ 19歳	21人	22人	▲ 1人	25人	20人	5人	▲ 4人
	0.9%	1.0%	▲ 4.5%	1.1%	0.9%	25.0%	▲ 16.0%
20 ～ 29歳	317人	340人	▲ 23人	325人	344人	▲ 19人	▲ 8人
	14.3%	15.0%	▲ 6.8%	13.9%	14.9%	▲ 5.5%	▲ 2.5%
30 ～ 39歳	342人	342人	0人	345人	356人	▲ 11人	▲ 3人
	15.4%	15.0%	0.0%	14.7%	15.4%	▲ 3.1%	▲ 0.9%
40 ～ 49歳	424人	408人	16人	416人	417人	▲ 1人	8人
	19.1%	17.9%	3.9%	17.8%	18.1%	▲ 0.2%	1.9%
50 ～ 59歳	480人	494人	▲ 14人	504人	498人	6人	▲ 24人
	21.6%	21.7%	▲ 2.8%	21.5%	21.6%	1.2%	▲ 4.8%
60歳 ～	638人	667人	▲ 29人	724人	674人	50人	▲ 86人
	28.7%	29.3%	▲ 4.3%	31.0%	29.2%	7.4%	▲ 11.9%

(紹介月報(様式7号))

管内の雇用保険業務取扱状況 令和7年5月分

	計	男	女
適用事業所数	3,105	-	-
被保険者数	36,628	23,463	13,165
資格取得者数	681	392	289
資格喪失者数	514	319	195
受給資格決定件数	140	62	78
受給者実人員	383	171	212
支給金額(千円)	47,076	22,798	24,278
再就職手当支給人員	37	11	26
再就職手当支給金額(千円)	16,817	4,802	12,015



福島労働局職業安定部・ハローワーク公式マスコットキャラクター「福まる」

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しないことがあります。

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇入れ、賃金(※)を雇入れ前の賃金(※)より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。

■「再就職援助計画」

事業規模の縮小など経済的事情で相当数の労働者が離職を余儀なくされる場合、事業主は、労働者に対する「再就職援助計画」を作成し、ハローワークの認定を受ける必要があります。

■「再就職援助計画対象労働者」

再就職援助計画の対象となった方のことを指します。再就職援助計画対象労働者証明書をお持ちです。

■「雇用保険の特定受給資格者」

倒産や解雇など、主に会社都合により離職した方のことを指します。

※ 特定受給資格者および特定理由離職者の範囲の概要：

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html

■「毎月決まって支払われる賃金」

時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当をいいます(労働協約、就業規則または労働契約において明示されているものに限りです。)

より詳しくは、裏面の二次元バーコードからガイドブック p.5をご参照ください。

助成金の対象

労働者

貴社に雇入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者(※)」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方。

※ 再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇入れた事業主。

② 当該労働者を、雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主。

③ 当該労働者の雇入れ後の毎月決まって支払われる賃金を、雇入れ前の毎月決まって支払われる賃金より5%以上上昇させていること。

※ 試用期間中の賃金が低く設定されている場合は、試用期間後の労働条件による毎月決まって支払われる賃金と比較することができます。